

第2章

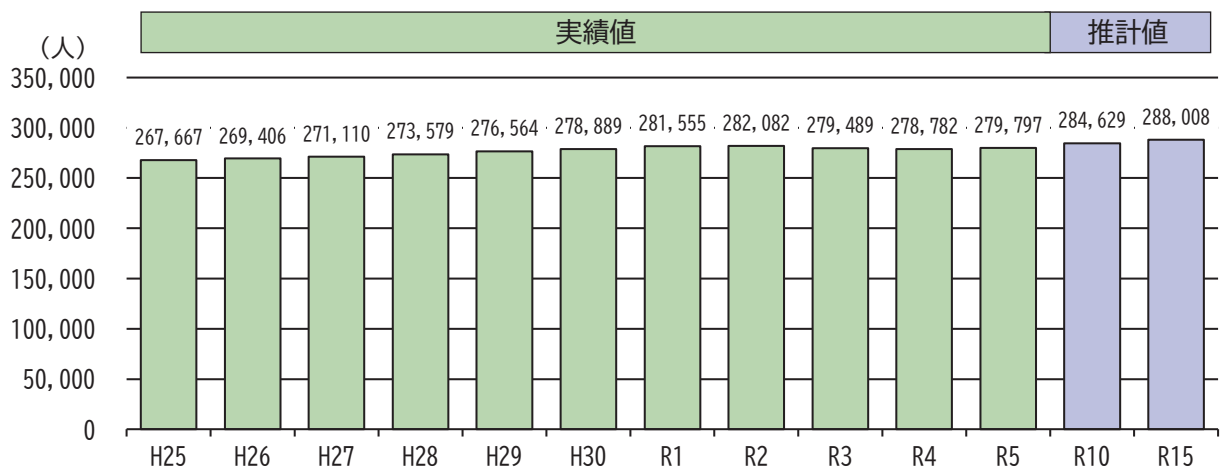
清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

1 区の地域的特徴

(1) 人口動態

過去10年間の人口の動態を見ると、目黒区の人口は令和元（2019）年に28万人に到達し、以降は数千人程度の増減で推移しています。今後の動向については、区の人口推計を見ると、ゆるやかに増加する見込みとなっています。

図 2-1 人口推移（実績と推計）



※実績値：住民基本台帳 10月1日時点

※推計値：目黒区人口基本推計（住民基本台帳ベース）（令和6年2月）

(2) 転入・転出者数

区内・区外への転入・転出者数は、それぞれ目黒区人口の1割程度で推移しています。コロナ禍の影響で令和2、3年度に転出者数が転入者数を一時的に上回りましたが、基本的には転入超過であり、人口推移予測を考慮すると、今後もその傾向が継続するものと考えられます。また、令和4(2022)年の年齢別住民異動を見ると、転出・転入者数はいずれも20歳代～30歳代が多くなっています。

図 2-2 住民異動の推移

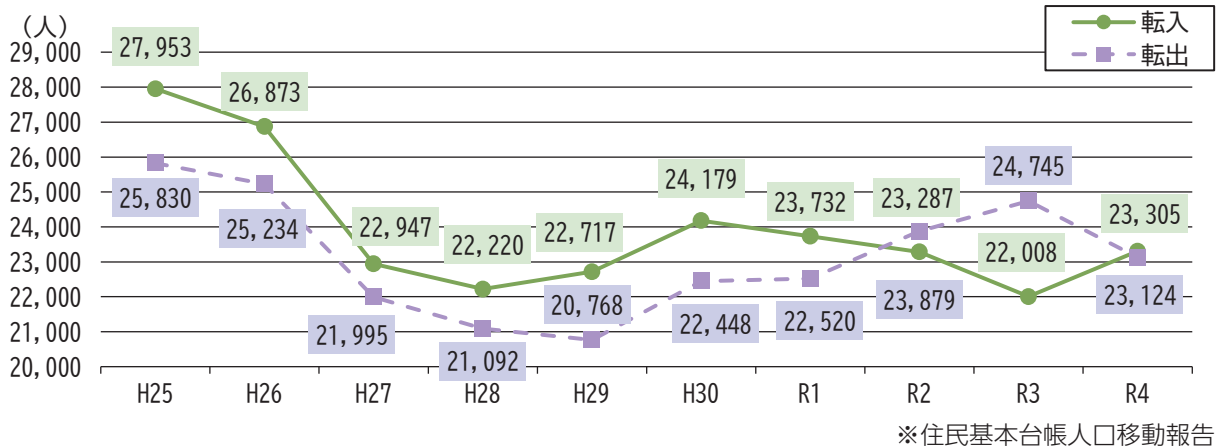
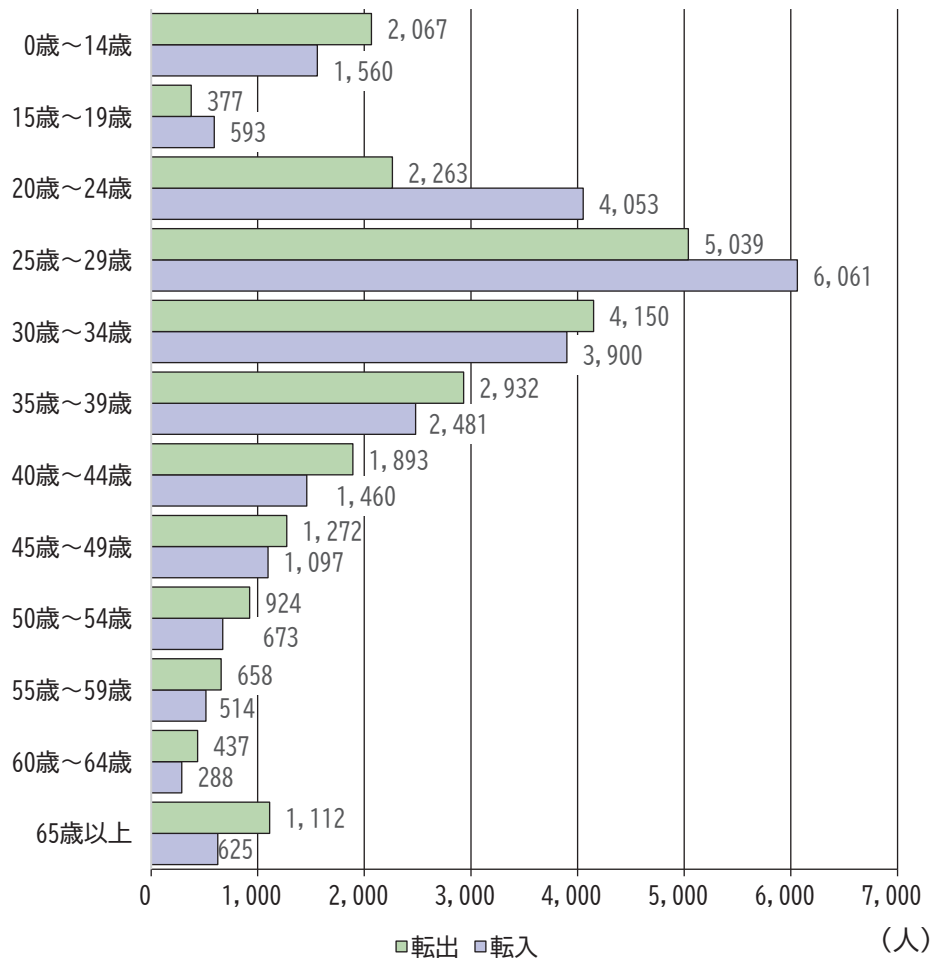


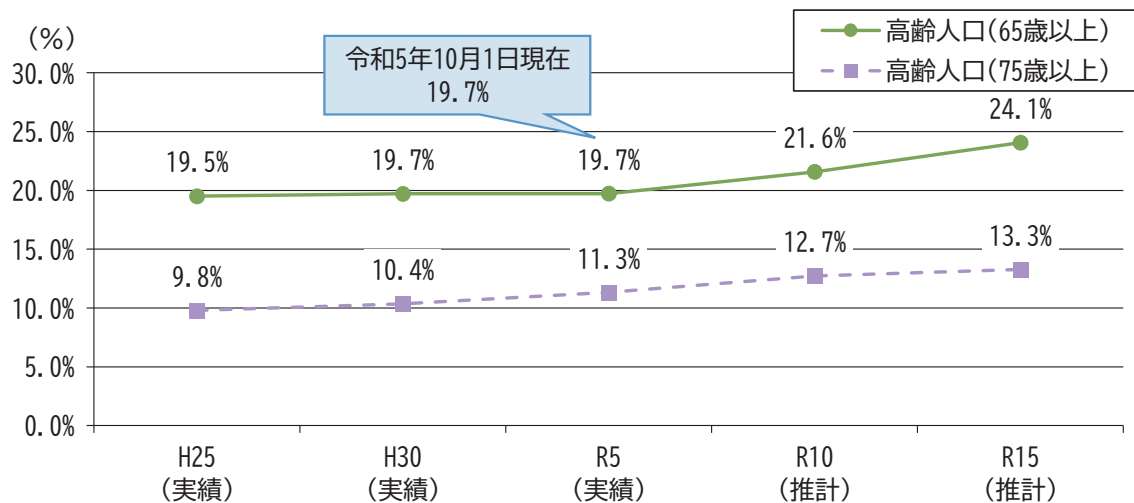
図 2-3 令和4(2022)年 年齢別住民異動



(3) 高齢者人口

令和5（2023）年10月1日時点における65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.7%であり、今後の推計をみても、さらに高齢化が進行するものと予測されています。中でも、後期高齢者（75歳以上）が全高齢者の57.4%を占めています。令和2（2020）年国勢調査時点では、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は34,995人で、全高齢者の64.8%であり、この割合は年々増加するものと考えられます。

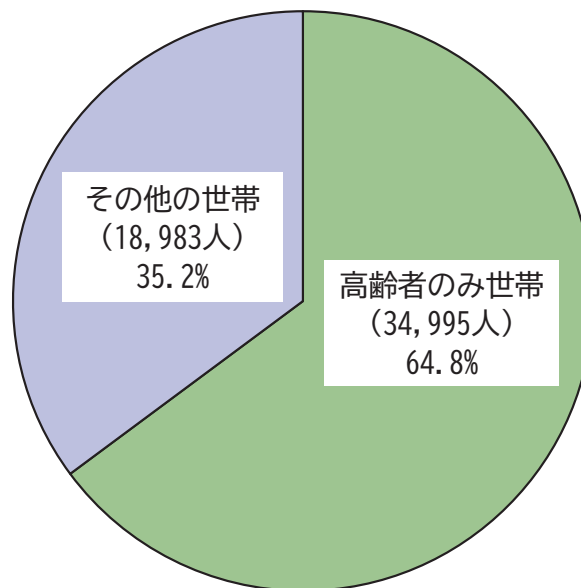
図 2-4 高齢者人口構成比の推移（実績と推計）



※実績値：住民基本台帳 10月1日時点

※推計値：目黒区人口基本推計（住民基本台帳ベース）（令和6年2月）

図 2-5 全高齢者数に占める高齢者のみ世帯の高齢者数の割合

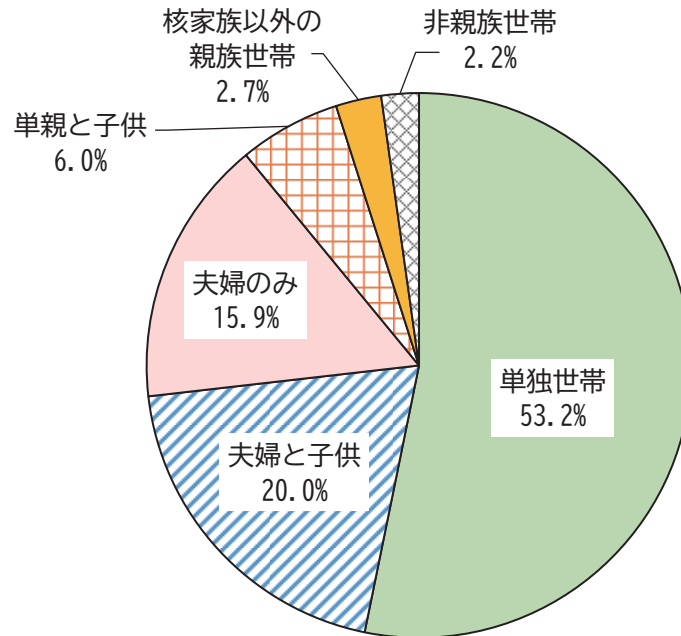


※令和2（2020）年国勢調査

(4) 居住形態

区内に居住する世帯総数のうち単独（単身）世帯が最も多く半数以上を占めており、夫婦と子供、夫婦のみの世帯が続いています。

図 2-6 世帯の家族類型別割合

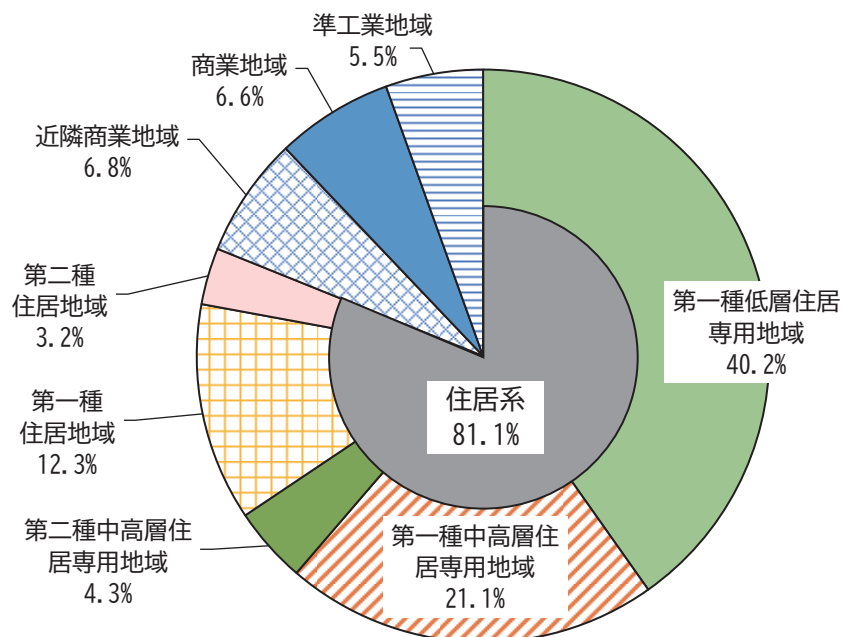


※令和2（2020）年国勢調査

(5) 用途地域

区内の都市計画法に基づく用途地域の指定は、81.1%が住居系の地域となっています。特に、全体の40.2%が良好な住宅地とされる第一種低層住居専用地域となっていることもあり、「住宅地・目黒」のイメージを裏づけています。

図 2-7 用途地域別の割合

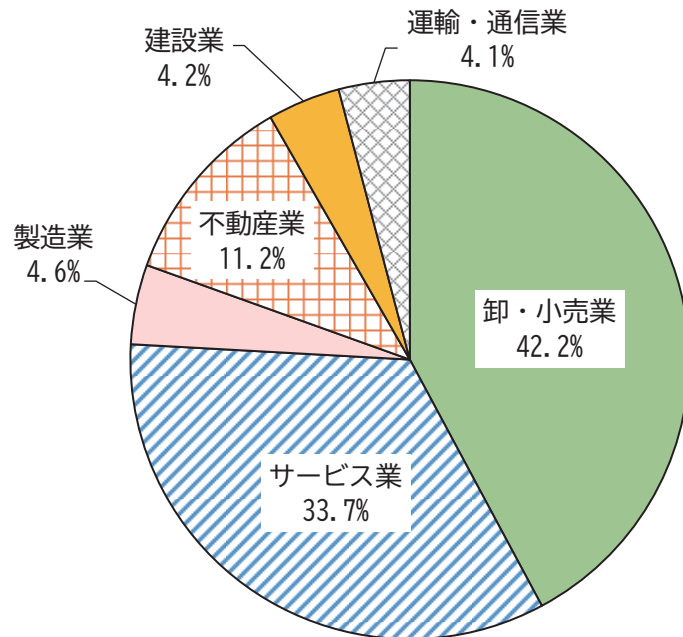


※令和4（2022）年度区勢要覧

(6) 産業

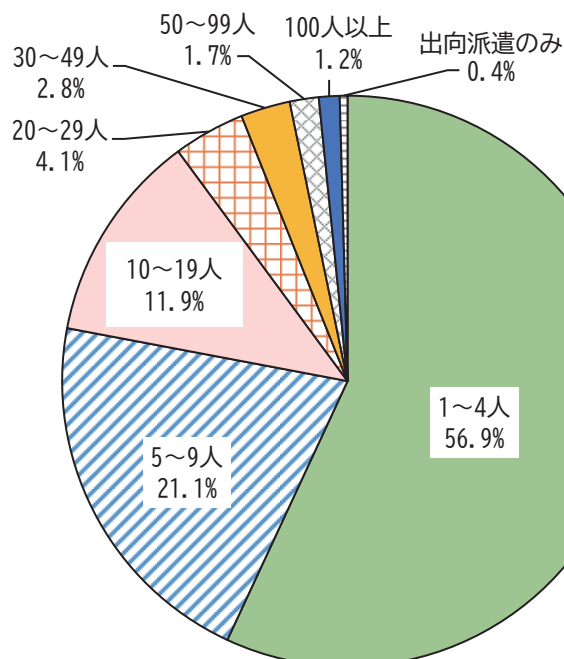
産業別事業所数では、卸・小売業が最も多く、次いでサービス業、不動産業などの順です。事業所の従業者数は1～4人が全体の56.9%を占め、これに5～9人を加えると全事業所数の78.0%に達しています。

図 2-8 産業別事業所数割合



※令和4（2022）年度区勢要覧（「平成28（2016）年経済センサスー活動調査」）

図 2-9 事業所における従業者数の割合



※令和4（2022）年度区勢要覧（「平成28（2016）年経済センサスー活動調査」）

2 | ごみ処理の現状

(1) 特別区における一般廃棄物処理

特別区の一般廃棄物の処理は、各区が収集・運搬の役割を担い、23区の共同処理によって清掃一組が中間処理（清掃工場や不燃ごみ、粗大ごみ処理・破砕施設等の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託して行うことになっています。

図 2-10 23区の清掃事業における役割分担と連携

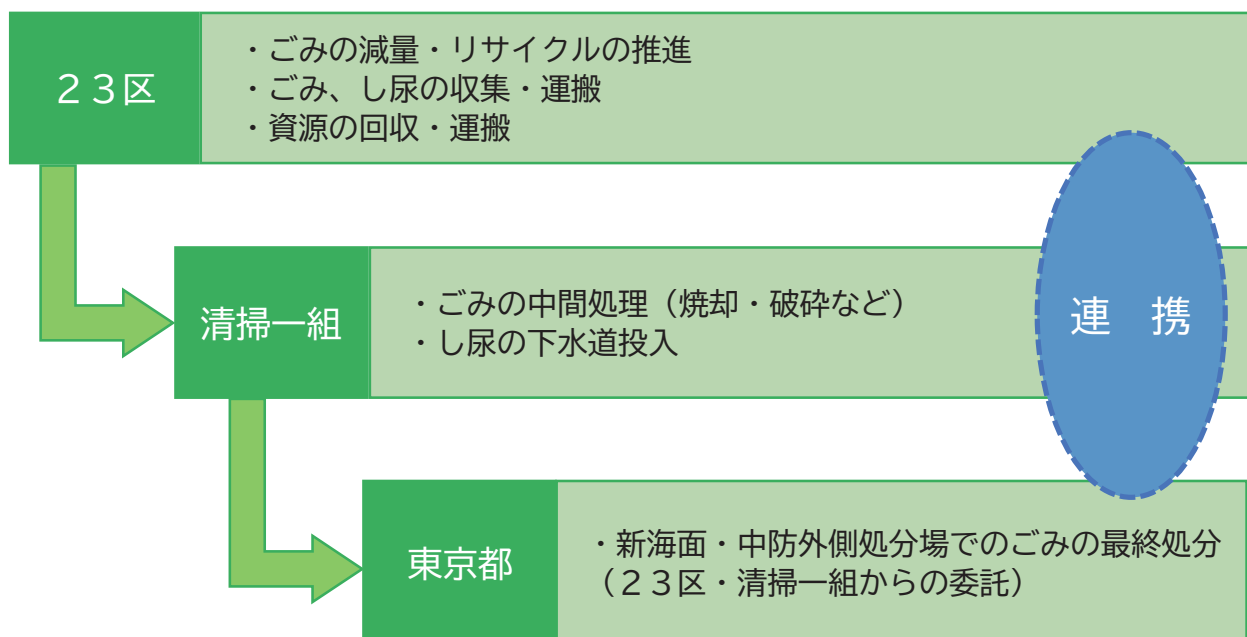
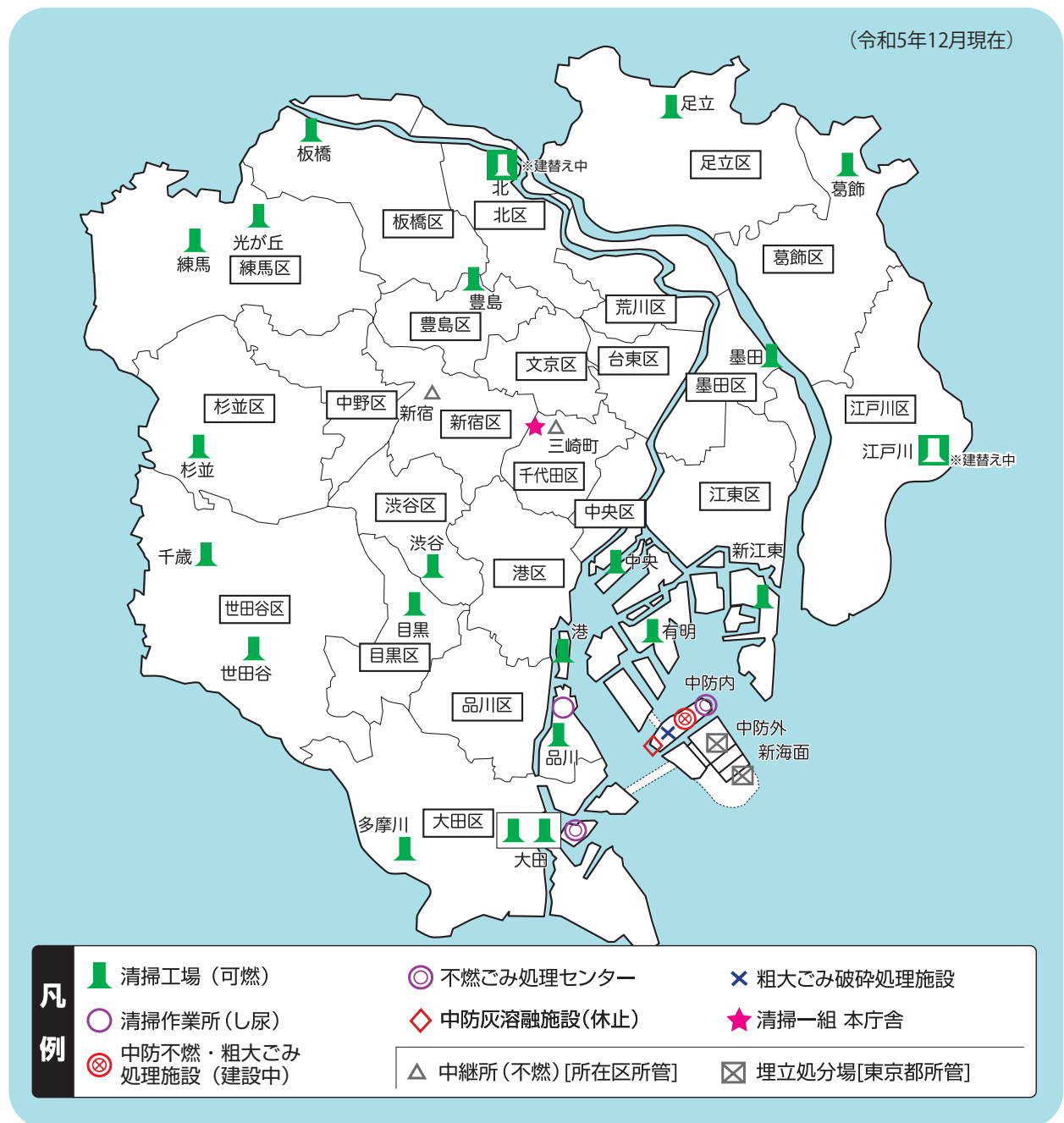


図 2-11 特別区の清掃工場等の配置状況



※清掃一組提供

(2) 資源とごみの流れ

資源とごみの流れを以下に示します。区が回収している資源（プラスチック・ペットボトル・びん・缶・古紙）については、中間処理（選別・圧縮・梱包・保管）を行ったうえで、民間のリサイクル工場に搬出しています。

図 2-12 ごみの主な流れと運営主体

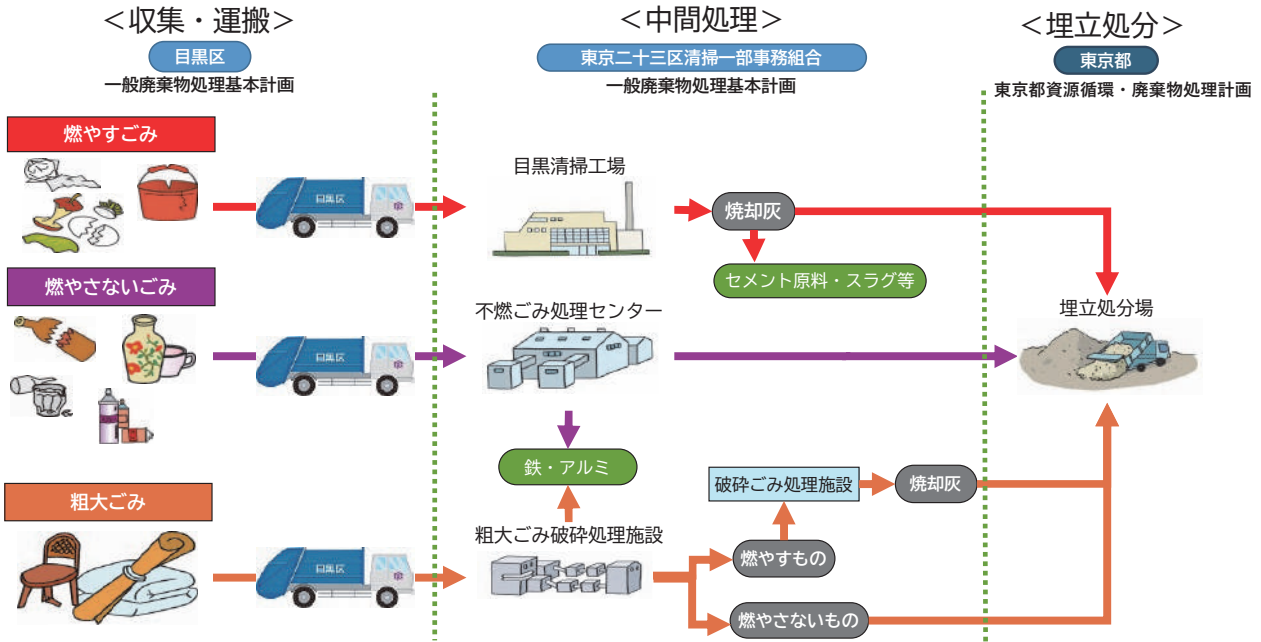
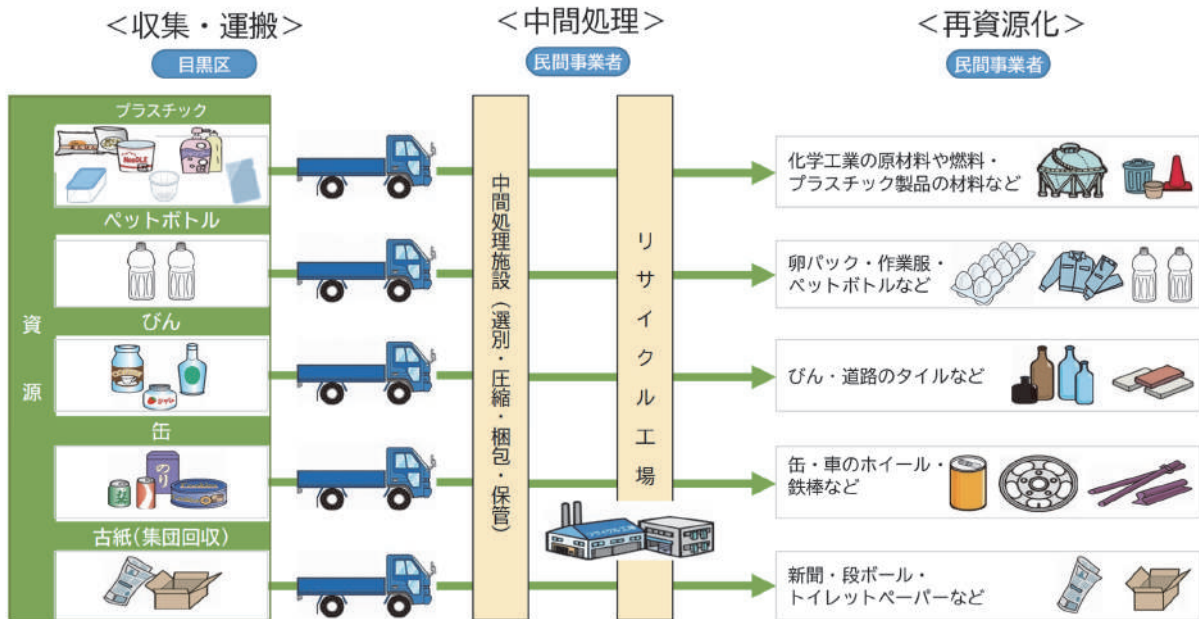


図 2-13 資源の流れと運営主体



(3) 資源とごみの分別区分と収集方法

令和6（2024）年3月時点での、資源とごみの分別区分と収集方法は以下のとおりです。

表 2-1 資源とごみの分別区分と収集方法

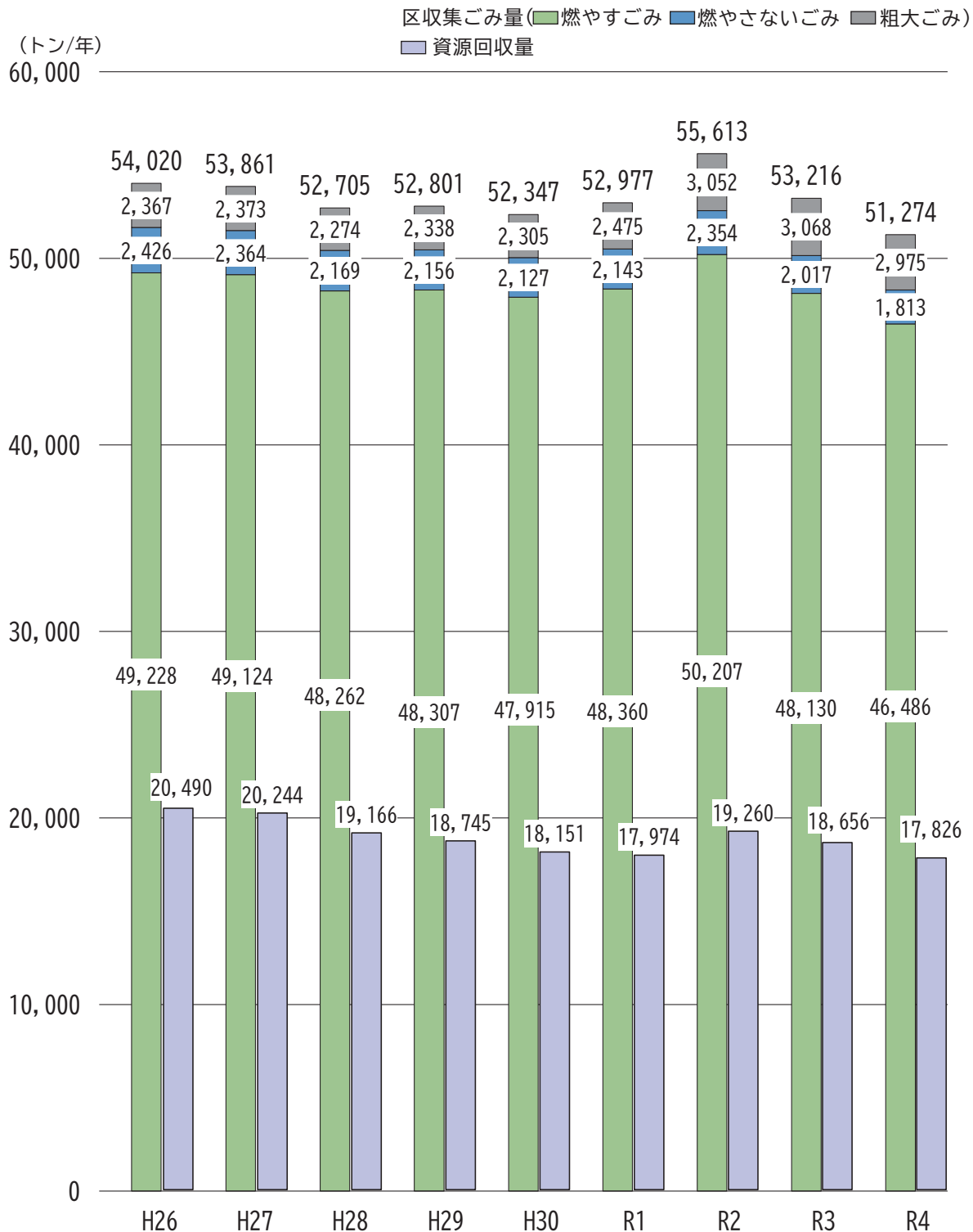
分別区分	主な対象品目	収集方法	収集頻度等	
燃やすごみ	生ごみ・枝葉・プラスチック製品(資源以外のもの)・古布・ゴム製品・皮革製品・紙くず	集積所	週2回	
燃やさないごみ	陶磁器・ガラス・金属・電球・蛍光管・水銀を含む製品・最大辺が30cm未満の小型家電	集積所	月2回	
粗大ごみ	布団・自転車などの一辺が30cm以上のもの	戸別	申込制	
資源	プラスチック (容器包装・製品 プラスチック)	●パック類・カップ類・トレイ類・ボトル類・袋類・緩衝材・発泡スチロール類 ●すべてがプラスチックでできている、一辺がおおむね30cm未満のもの ・文具、おもちゃ(定規、クリアホルダー、ブロックのおもちゃ・CD・CDケースなど) ・台所用品(保存用容器、コップ、食器、スプーン、ストローなど) ・その他日用品など(バケツ、ハンガー、歯ブラシ、プランター、くしなど)	集積所	週1回
	ペットボトル	飲料用・調味料用	集積所	週1回
	びん	飲料用・食品用	集積所	週1回
	缶	アルミ缶・スチール缶(飲料用・食品用)	集積所	週1回
	古紙 ※	新聞・雑誌類(雑誌・本・雑がみなど)・段ボール	集積所	週1回
	紙パック	牛乳パック	拠点回収	回収ボックス
	電池類	乾電池(アルカリ・マンガン・リチウム一次電池(円筒形・コイン形)・ボタン電池)	拠点回収	回収ボックス
	小型充電式電池等 (リチウムイオン電池等)	●小型充電式電池 リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池 ●小型充電式電池を使用した製品 モバイルバッテリー・電子たばこ・加熱式たばこ・携帯型扇風機・電動シェーバー・電動歯ブラシ(歯ブラシ部分は除く)など	拠点回収	回収ボックス
	小型家電	携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・卓上計算機・コード類	拠点回収	回収ボックス
	衣類・廃食油	着なくなった衣類・家庭から出た植物性の廃食油	目黒区エコプラザ	目黒区エコプラザ
白色トレイ	食品用白色トレイ	一部のスーパーマーケットや生協	各店舗の回収ボックス	

※家庭から出る古紙は、町会・自治会などの団体が業者と協定を結んで回収を行っています。

(4) 資源・ごみの状況

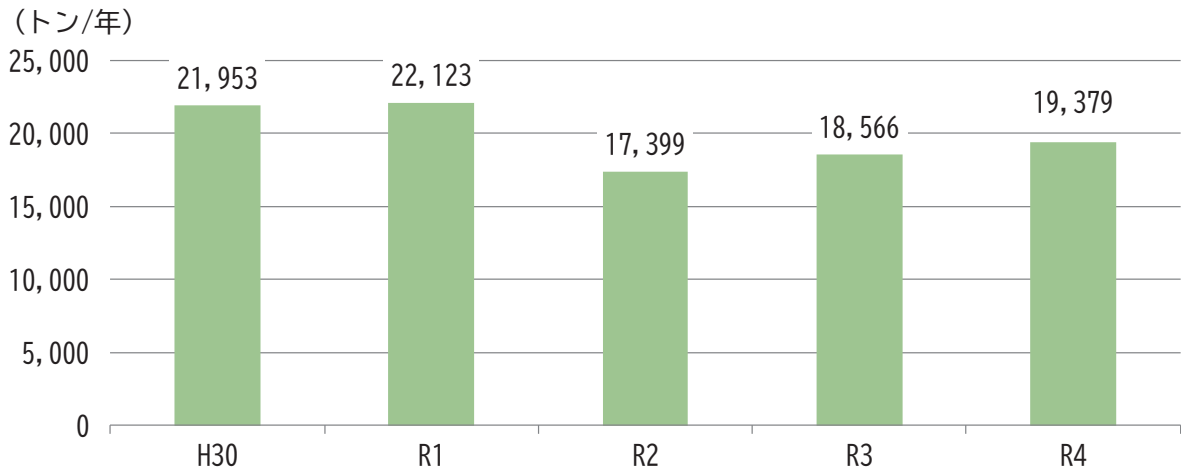
○令和元（2019）年度以前は、人口が増加傾向にある中で、区収集ごみ量（区で収集している「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の合計。以下「ごみ量」といいます。）は逡減傾向にありましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により、ごみ量が増加しました。令和3（2021）年度から再び減少に転じましたが、今後も社会情勢の変化によって影響を受ける可能性があります。

図 2-14 資源量とごみ量の推移



○事業系ごみ量（事業者自ら、もしくは一般廃棄物処理業者が処理施設に持ち込むごみで、事業系有料ごみ処理券を貼付して区の収集に出すごみは含まれない。）は、令和元（2019）年度まで増加傾向にありました。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により、一時的に減少しましたが、令和3（2021）年度以降、再び増加に転じています。

図 2-15 事業系ごみ量の推移



○区民1人1日当たりごみ量は、令和2（2020）年度に一時的に増加しましたが、全体的に減少傾向にあります。令和4（2022）年度は504gであり、平成26（2014）年度に比べて45g少なくなっています。

図 2-16 区民1人1日当たりごみ量の推移

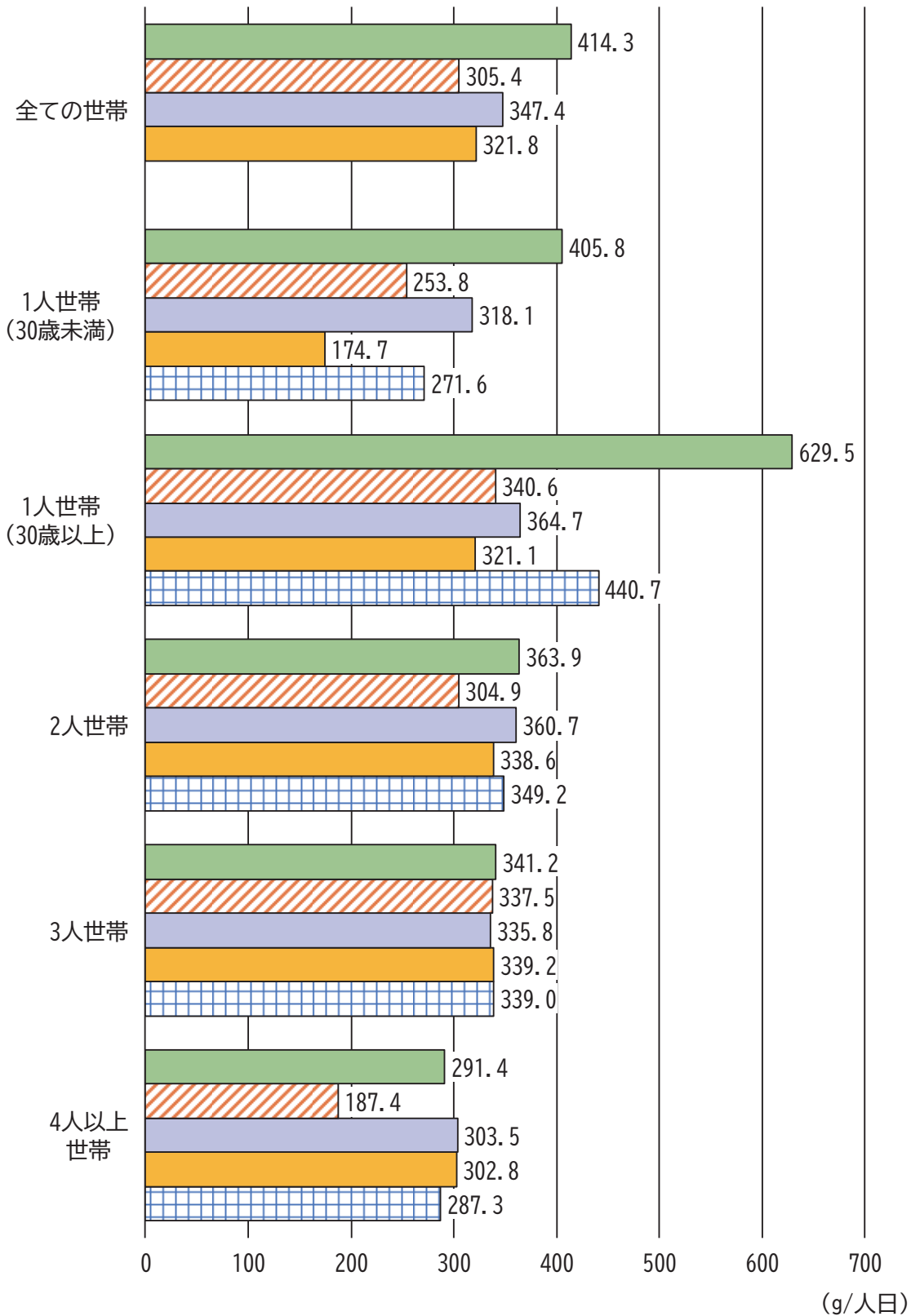


$$\begin{array}{l}
 \text{区民} \\
 \text{1人1日当たり} \\
 \text{ごみ量} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{令和4年度ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}} \\
 \text{=} \\
 \frac{51,274\text{t}}{278,782 \text{人} \times 365 \text{日}} \\
 \text{=} \\
 504 \text{g}
 \end{array}$$

○世帯人数別の燃やすごみの区民1人1日当たりごみ量は、世帯人数が少ないほど多くなっています。また、住居形態別では、戸建住宅で多くなっています。

図 2-17 住居形態別・世帯人数別の燃やすごみの区民1人1日当たりごみ量

■戸建住宅 ■集合住宅管理人無 ■单身向け集合住宅 ■住商混在 ■全ての住居形態



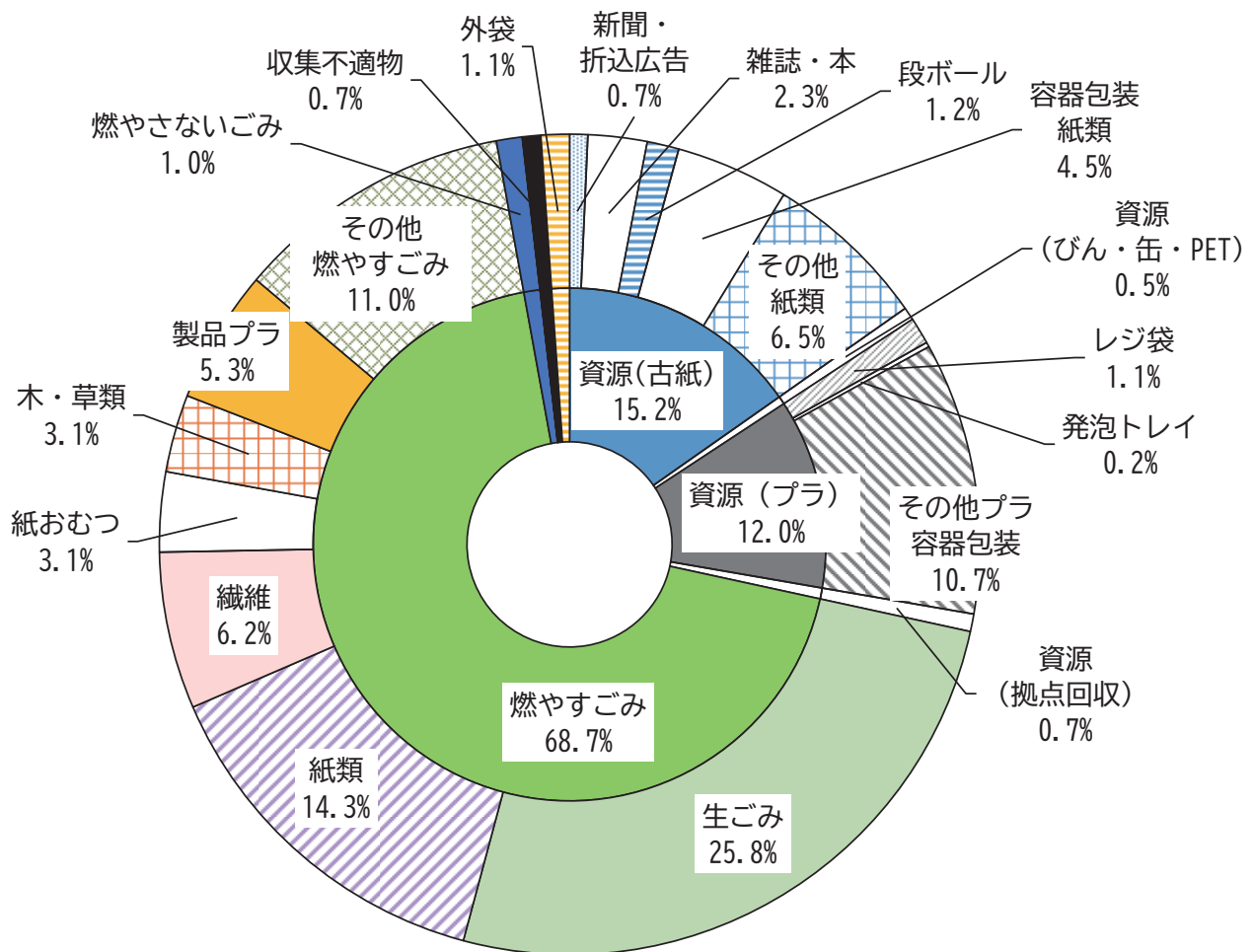
※令和4（2022）年度 家庭ごみ計量調査

(5) ごみの組成

令和4（2022）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの組成割合で、未利用食品を含めた生ごみは、燃やすごみの4分の1程度を占めています。また、古紙やプラスチック製容器包装など、資源として分別回収しているものが、燃やすごみに28.4%、燃やさないごみに11.6%混入しています。

燃やさないごみは、小型家電製品（回収している9品目以外）、金属類、陶磁器が大きな割合を占めているほか、びん・缶・ペットボトル等リサイクル可能な資源が混入しています。

図 2-18 燃やすごみの組成割合

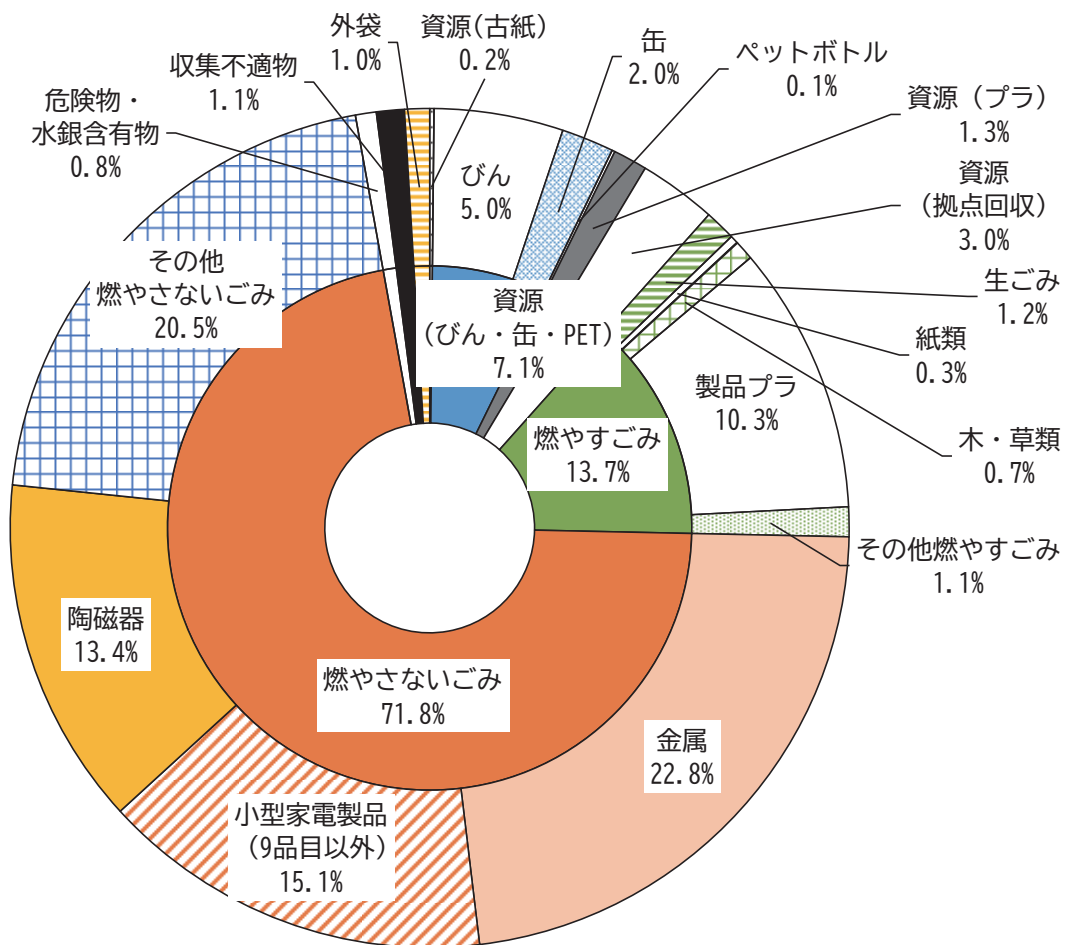


※令和4（2022）年度 家庭ごみ組成分析調査

※製品プラスチックは、令和4（2022）年6月の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和5（2023）年7月より資源として回収しています。

※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

図 2-19 燃やさないごみの組成割合



※令和4（2022）年度 家庭ごみ組成分析調査

※製品プラスチックは、令和4（2022）年6月の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和5（2023）年7月より資源として回収しています。

※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

表 2-2 品目別の家庭収集ごみ量

分類名			燃やすごみ		燃やさないごみ		合計		
大分類	中分類	小分類	重量 (t/年)	割合	重量 (t/年)	割合	重量 (t/年)	割合	
資源(古紙)	新聞・折込広告		325	0.7%	0	0.0%	325	0.7%	
	雑誌・本		1,064	2.3%	0	0.0%	1,064	2.2%	
	段ボール		571	1.2%	0	0.0%	571	1.2%	
	容器包装紙類	紙箱		1,478	3.2%	1	0.1%	1,479	3.1%
		包装紙		129	0.3%	0	0.0%	129	0.3%
		紙袋		432	0.9%	1	0.0%	433	0.9%
その他紙類		2,968	6.5%	1	0.1%	2,969	6.2%		
資源(びん・缶・PET)	びん	生きびん(リターナブル)	0	0.0%	3	0.1%	3	0.0%	
		雑びん	46	0.1%	98	4.8%	144	0.3%	
	缶	飲食用スチール缶	12	0.0%	27	1.3%	39	0.1%	
		飲食用アルミ缶	9	0.0%	14	0.7%	23	0.0%	
ペットボトル		168	0.4%	2	0.1%	170	0.4%		
資源(プラスチック)	レジ袋	レジ袋(中身あり)	414	0.9%	3	0.2%	417	0.9%	
		レジ袋(中身なし)	67	0.1%	1	0.0%	68	0.1%	
	発泡トレイ	発泡トレイ(白)	37	0.1%	0	0.0%	37	0.1%	
		発泡トレイ(柄)	49	0.1%	0	0.0%	49	0.1%	
	その他プラスチック製容器包装	ペットボトルのふた	55	0.1%	0	0.0%	55	0.1%	
		その他ボトル	508	1.1%	13	0.6%	521	1.1%	
		発泡スチロール	28	0.1%	0	0.0%	28	0.1%	
		食品用透明プラ容器	712	1.6%	0	0.0%	712	1.5%	
		その他プラスチック容器(硬いもの)	1,215	2.7%	5	0.3%	1,220	2.6%	
		その他プラスチック包装(柔らかいもの)	2,384	5.2%	4	0.2%	2,388	5.0%	
資源(拠点回収)	紙パック		284	0.6%	0	0.0%	284	0.6%	
	乾電池		8	0.0%	39	1.9%	47	0.1%	
	小型家電製品(拠点回収対象9品目)		24	0.1%	21	1.1%	45	0.1%	
燃やすごみ	生ごみ	直接廃棄	3,106	6.8%	21	1.0%	3,127	6.6%	
		食べ残し	2,290	5.0%	0	0.0%	2,290	4.8%	
		飲み残し	84	0.2%	0	0.0%	84	0.2%	
		調理くず等(物理的可食)	1,997	4.4%	0	0.0%	1,997	4.2%	
		調理くず等(非可食)	4,300	9.4%	3	0.2%	4,303	9.0%	
	紙類(リサイクル不可)		6,556	14.3%	6	0.3%	6,562	13.7%	
	繊維	繊維(リサイクル可)	2,386	5.2%	0	0.0%	2,386	5.0%	
		繊維(リサイクル不可)	443	1.0%	1	0.0%	444	0.9%	
	紙おむつ		1,438	3.1%	0	0.0%	1,438	3.0%	
	木・草類		1,400	3.1%	15	0.7%	1,415	3.0%	
	製品プラスチック	製品プラスチック(硬いもの)	836	1.8%	130	6.4%	966	2.0%	
		製品プラスチック(柔らかいもの)	1,018	2.2%	4	0.2%	1,022	2.1%	
		製品プラスチック(複合品)	548	1.2%	74	3.7%	622	1.3%	
		製品プラスチック(電池内蔵)	0	0.0%	1	0.1%	1	0.0%	
その他可燃物	プラスチック製チューブ	98	0.2%	1	0.1%	99	0.2%		
	ゴム・皮革類	589	1.3%	15	0.8%	604	1.3%		
	その他可燃	4,331	9.5%	7	0.3%	4,338	9.1%		
燃やさないごみ	金属	飲食以外の缶・金属容器	23	0.0%	18	0.9%	41	0.1%	
		針金ハンガー	2	0.0%	7	0.4%	9	0.0%	
		なべ・フライパン・やかんなど	20	0.0%	117	5.8%	137	0.3%	
		その他金属	123	0.3%	272	13.5%	395	0.8%	
		スプレー缶等中身無し	9	0.0%	45	2.2%	54	0.1%	
	小型家電製品(9品目以外)	84	0.2%	305	15.1%	389	0.8%		
	陶磁器	41	0.1%	271	13.4%	312	0.7%		
危険物・水銀含有物	その他不燃物	ライター(着火可能性なし)	8	0.0%	2	0.1%	10	0.0%	
		その他不燃	156	0.3%	412	20.4%	568	1.2%	
		水銀体温計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		蛍光管	0	0.0%	4	0.2%	4	0.0%	
		充電電池	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		ボタン電池	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	収集不適物	スプレー缶等中身有り	2	0.0%	11	0.5%	13	0.0%	
		ライター(着火可能性あり)	3	0.0%	1	0.1%	4	0.0%	
		医療系廃棄物	3	0.0%	0	0.0%	3	0.0%	
		園芸土	298	0.7%	20	1.0%	318	0.7%	
外袋	土砂・灰・石	25	0.1%	2	0.1%	27	0.1%		
	プラスチック袋	380	0.8%	5	0.3%	385	0.8%		
	レジ袋	95	0.2%	7	0.4%	102	0.2%		
	紙袋	34	0.1%	7	0.3%	41	0.1%		
	合計	45,713	100.0%	2,017	100.0%	47,730	100.0%		

○燃やすごみの中には、**資源が 28.4%**含まれているほか、繊維や製品プラスチックなどのリサイクル可能なものが 10%以上含まれています。
○**雑がみを含む資源(古紙)が 15.2%**含まれており、古紙の集団回収で収集可能であることの理解促進が必要です。

○燃やさないごみの中には、**資源が 11.6%**含まれています。

○燃やすごみの中には、「直接廃棄」「食べ残し」「飲み残し」の食品ロスが 12.0%含まれています。
○食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持ち、ライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。
○燃やすごみの中には、**生ごみが 25.8%**含まれています。家庭でできる毎日の水切りなどの処理で、燃やすごみの減量が可能です。

(注)前計画(平成 28 年 3 月)では、食品ロスについては「未利用食品」が 2.4%でした。これは、「主に容器包装に入ったまま、未開封、期限切れ食品等」のみを対象としていたため、今回の「直接廃棄」とは単純に比較できません。

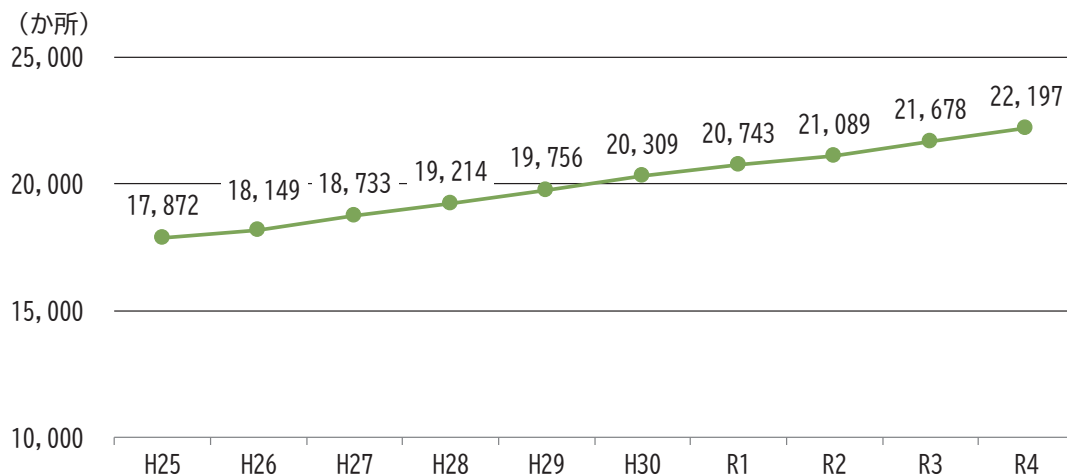
(注)製品プラスチックは、令和 4(2022)年度の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和 5(2023)年 7 月より資源として回収しています。

※令和 4(2022)年度
基礎調査報告書

(6) 集積所数の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ等の収集を行う地域の集積所数は、東京都から各区へ清掃事業が移管された後、平成25(2013)年度の17,872か所から、令和4(2022)年度の22,197か所へと約1.2倍に増えています。

図 2-20 集積所数の推移



(7) 資源・ごみ処理にかかる清掃経費

資源・ごみ処理にかかる清掃経費の実績は増加傾向にあります。令和4(2022)年度の総支出額は46億9,153万円、区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、16,800円となっています。

図 2-21 令和4(2022)年度
清掃経費の割合

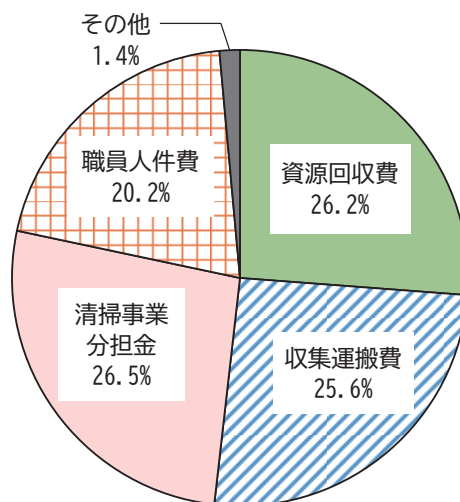


表 2-3 清掃経費の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源回収費	11億4,749万円	11億7,628万円	12億5,239万円	12億3,227万円	12億278万円
収集運搬費	11億7,331万円	12億3,684万円	12億4,585万円	12億8,323万円	11億7,609万円
清掃事業分担金	9億3,421万円	9億8,214万円	10億9,708万円	11億4,340万円	13億1,725万円
職員人件費	9億2,092万円	9億3,982万円	9億6,117万円	9億4,255万円	9億2,913万円
その他	5,231万円	5,309万円	5,111万円	5,311万円	6,628万円
総支出額	42億2,824万円	43億8,817万円	46億760万円	46億5,456万円	46億9,153万円
人口	278,889人	281,555人	282,082人	279,489人	278,782人
区民1人当たりの 清掃・リサイクル費用	15,200円	15,600円	16,300円	16,700円	16,800円

3 | 主な課題

(1) 人口構成等の推移とごみ量への影響

区の人口推計では、区の人口及び世帯数は増加する見込みとなっています。第2章1(2)で述べたとおり、毎年の転入者は、人口の約1割を占め、その大部分が20歳代～30歳代の若い世代です。自治体によって資源やごみの排出ルールが異なっているため、このような人たちに目黒区のルールを知ってもらうことが大切です。外国人居住者の方も含めごみと資源の分別方法などについてのより一層の周知が必要です。

75歳以上の後期高齢者の割合も当面の間増加が予想されるため、自らごみを集積所に排出することが困難な高齢者への対応が、より一層求められることが予想されます。

(2) 新しい生活様式の浸透とごみ量・ごみ質への影響

社会情勢の変化に伴う新しい生活様式の浸透により、区収集のごみ量が増え、事業系のごみ量が減る現象が生じたほか、使い捨てマスクや個包装の商品が増加するなど、ごみ量・ごみ質に影響が生じました。今後も、社会情勢の変化に伴って、ごみ量・ごみ質に変化が生じる可能性があり、ごみ量・ごみ質の変化を注視し、継続したごみ・資源の排出実態の把握が必要です。

(3) 普及啓発の重要性

3Rを推進する上で、「リサイクル(再生利用)」より優先すべき「リデュース(発生抑制)」と「リユース(再使用)」の2Rを積極的に進めるには、区民や事業者の協力・実践なくしては成り立ちません。2Rを推進する「めぐろ買い物ルール」*の普及啓発も重要です。そのためには、全ての世代の区民や事業者に、ごみ問題や環境問題について関心を持ち、知識を深めてもらうことが大切です。

そこで、次世代を担う子どもたちを含め、区民・事業者に対して、ごみ減量や環境問題に対するより多彩な学びの場を提供し、将来的には、行政とともに3R推進の主役としていく取組が求められています。

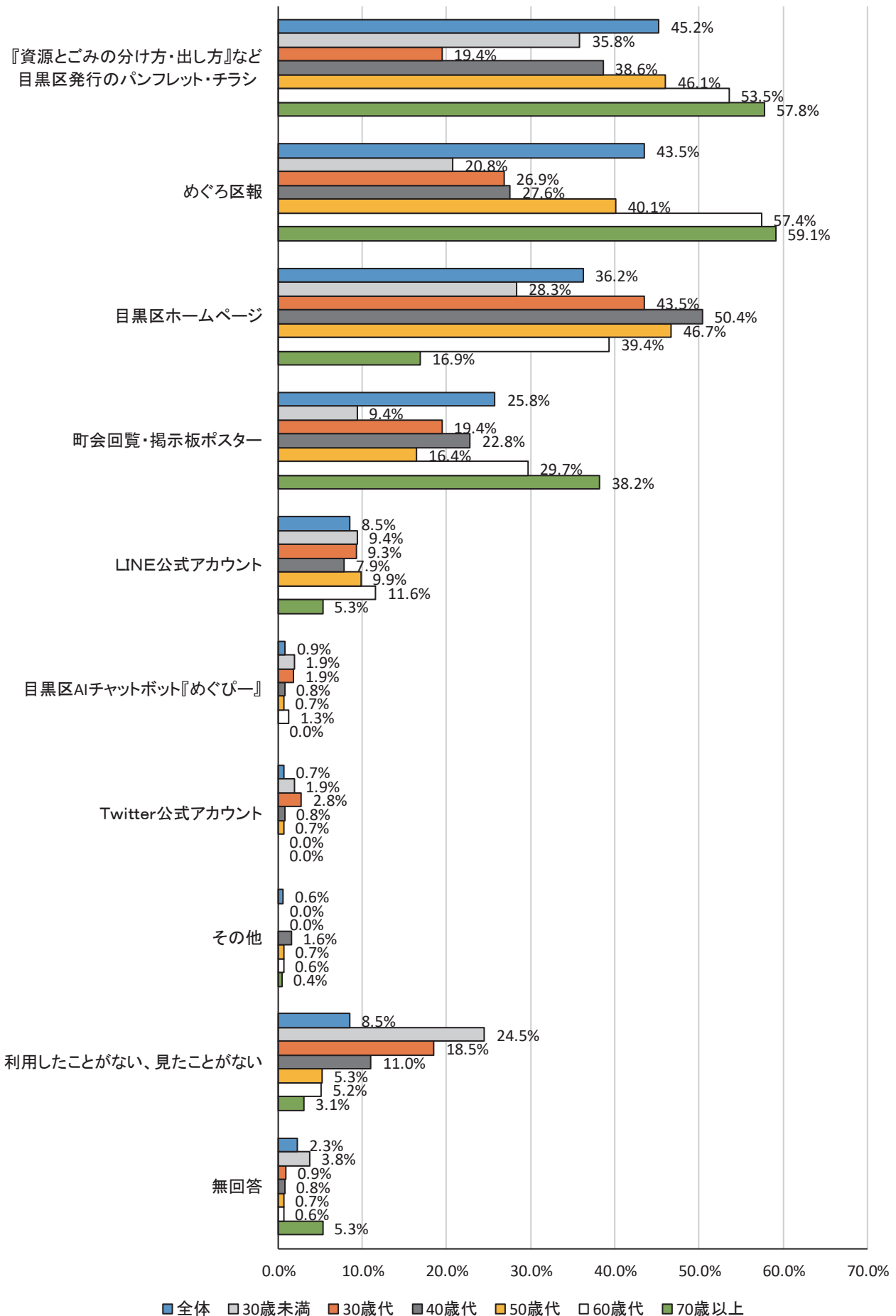
*めぐろ買い物ルール(P38コラム「めぐろ買い物ルールを改定します!」を参照)

(4) 情報発信の強化

令和4(2022)年度に行った「区民アンケート調査」によると、区からの情報提供でよく利用している媒体は、区報やチラシ・パンフレットなどの紙媒体や区ウェブサイトが上位でした。また、紙媒体は年齢が高いほど利用割合が高く、区ウェブサイトは30歳代から50歳代の中年層で利用割合が高いなど、年齢層による違いがみられました。SNSに関しては、LINEは5～10%程度の区民が利用していましたが、X(旧Twitter)を利用している区民の割合は3%未満でした。また、情報提供媒体を「利用したことがない・見たことがない」と回答した区民の割合は、30歳未満が約25%と高くなっていました。

全体への訴求効果の高い紙媒体や区ウェブサイトでの情報発信に加え、SNSの内容の充実を検討するなど、情報発信の強化が重要と考えられます。

図 2-22 区からの情報提供でよく利用している媒体（複数回答）



※令和4（2022）年度 区民アンケート調査

(5) 新たな資源回収のあり方の検討

ごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働も視野に入れて、使用済み小型家電と小型充電式電池の回収体制の充実、古着や古布の回収方法の検討等、資源化促進の取組が求められています。

(6) ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

高齢化や共働き世帯の増加、また、ごみ出しマナーの悪化などの社会状況の変化により、これまで維持されてきたごみ集積所の共同管理が困難となる事例が目立ってきています。

また、集積所の総数については、小規模分散化が進むことなどにより、平成 25 (2013) 年度に比べて約 1.2 倍に増加しています。このような状況が拡大することについては、収集・運搬経費に大きな影響を与えるだけでなく、地域を見守るコミュニティ機能が低下する面も無視できません。

(7) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、前計画においても課題としていましたが、目黒区を含め、23 区は未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国的に見ても区市町村の約 6 割が実施している状況です。

家庭ごみの有料化は、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じたより公平な負担を求めることにつながります。

一方、家庭ごみ有料化の課題としては、不法投棄問題に加え、ごみの中間処理が清掃一組による 23 区共同処理であること、隣接区との越境ごみの問題などがあり、23 区全体の理解と協調に基づく取組が欠かせません。

(8) 事業系ごみの適正処理促進

事業所の従業者数は 1～4 人が全体の 56.9% を占め、これに 5～9 人を加えると全事業所数の 78.0% に達しています。1 事業所当たりの資源やごみの排出量が少ない小規模事業者は、一般廃棄物処理業者に個別に収集・処理を委託する場合と、有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用している場合とがあります。区収集の際に、有料ごみ処理券を貼付せずに排出されているケースが見受けられます。

事業系ごみの適正な排出及び処理については事業者の責務であり、自己処理の原則に基づいて処理することとなっています。全ての事業者が適正な資源やごみの分別、排出を行うことを促す取組が必要です。

(9) 災害ごみへの対応

今後、高い確率で起こるとされている首都直下地震、台風・大雨による風水害が発生した際に、建物や家具などの倒壊、家屋の水没などによって発生した災害がれきや、避難所などで発生するし尿の処理が大きな問題となります。区は、区民の安全・安心の確保や速やかな災害復旧に向けて災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、令和4（2022）年3月に「目黒区災害廃棄物処理計画」を策定しました。災害発生という非常時に、この計画を有効に機能させるために、平常時からの取組を促進する仕組みづくりが求められています。

また、区の地域防災計画を踏まえ、各区、清掃一組、東京都の役割を明確化し、連携を図っていくことが求められています。

(10) ごみの排出抑制に取り組む区に対する支援の働きかけ

特別区の廃棄物処理は、各区が収集・運搬の役割を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の管理運営）を行い、最終処分を東京都に委託して行うという役割分担になっています。一方で、資源の回収品目については、各区の判断により実施しているため、区による違いがあります。ごみの減量やリサイクルを一層進めるためには、ごみの排出抑制に対する国の政策や財政的・技術的な支援など、取組を促進する仕組みづくりが求められています。